

第11回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和3年11月2日(火)
開会 15時00分
閉会 15時50分

2. 場 所 市役所 大会議室

3. 出 席 12名

4. 欠 席 2名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	欠	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	欠
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 4番 吉村 幸夫

12番 相良 安夫

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	松尾 貞裕	農地係長	岩野 江利子
書記	池田 靖		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第55号	農地法第5条の申請について	5件
議案第56号	農地法第4条の申請について	1件
議案第57号	農地法第3条の申請について	7件
議案第58号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について 利用権設定 通年	33件
	農地中間管理事業（集積計画一括方式）	2件
議案第59号	令和3年第5回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について	4件
議案第60号	空き家に付随する農地の指定申請について	1件

8. 報告事項

報告第20号	農地法第18条第6項通知の受理について	3件
--------	---------------------	----

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																		
議長	<p>それでは、ただいまより第11回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者は2番の池田 良一委員と13番の堤 正樹委員です。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は4番 吉村 幸夫委員、12番 相良 安夫委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0" data-bbox="391 728 1340 1198"> <tr> <td>議案第55号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第56号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第57号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第58号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について</td> <td>利用権設定 通年 33件 農地中間管理事業 2件</td> </tr> <tr> <td>議案第59号</td> <td>令和3年第5回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第60号</td> <td>空き家に付随した農地の指定申請について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。</p> <p>報告第20号 農地法第18条第6項通知の受理について 3件 となっております。</p>	議案第55号	農地法第5条の申請について	5件	議案第56号	農地法第4条の申請について	1件	議案第57号	農地法第3条の申請について	7件	議案第58号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について	利用権設定 通年 33件 農地中間管理事業 2件	議案第59号	令和3年第5回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について	4件	議案第60号	空き家に付随した農地の指定申請について	1件
議案第55号	農地法第5条の申請について	5件																	
議案第56号	農地法第4条の申請について	1件																	
議案第57号	農地法第3条の申請について	7件																	
議案第58号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について	利用権設定 通年 33件 農地中間管理事業 2件																	
議案第59号	令和3年第5回農地法第2条第1項の「農地」に 該当するか否かの判断について	4件																	
議案第60号	空き家に付随した農地の指定申請について	1件																	
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第55号 農地法第5条の申請について事務局より説明をお願いします。</p>																		
事務局	<p>議案第55号 73番について御説明します。</p> <p>議案は1ページになります。 図面は1ページから3ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が駐車場設置のための申請です。</p>																		

事務局	<p>農地区分は第2種農地。</p> <p>許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ74番になります。 図面は4ページから9ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。 なお、許可を受けずに〇〇頃に造成工事をしていたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ75番になります。 図面は10ページから16ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地。 許可基準としましては住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、76番になります。 図面は17ページから22ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第1種農地。 許可基準としましては住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接</p>
-----	---

事務局	<p>続きで設置される場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案2ページ77番になります。 図面は23ページから28ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。 譲受人が一般住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地。 許可基準としましては許可し得るに該当します。</p> <p>議案第55号 については以上5件です。</p>
議長	<p>それでは73番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請地の隣に空き家がありまして、その住宅を購入された方が、駐車場にしたいということで、申請されています。</p> <p>区長、生産組合長の同意もありましたので、問題ないと思います。 ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>73番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、74番についてですが、担当委員が欠席ですので、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事務局	<p>道路建設に伴う立ち退きで、ここに移動して一般住宅を建設するということで申請されています。</p> <p>排水については、側溝を整備して水路に流して、生活排水は下水道に接続されます。</p> <p>区長、生産組合長の同意もあり、農業委員の承諾印もありました。 以上です。</p>
議長	<p>74番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、75番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>お孫さんが、隣に家を建てるとということで、申請されています。</p> <p>排水は、雨水は敷地内の雨水桝から市道側溝へ、生活排水は下水道</p>

担当 委員	<p>に繋ぐ計画です。</p> <p>区長さん、生産組合長さんの印鑑もありました。</p> <p>問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>75番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、76番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当 委員	<p>所有者の娘さんが広い畑を分筆して、家を建てたいという説明でした。雨水は道路側溝へ、生活排水は下水道へ接続する計画です。</p> <p>区長さん、生産組合長さんの印鑑もありました。問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>76番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、続きまして、77番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当 委員	<p>所有者のお孫さんが、実家のすぐ側に家を建てたいということでした。下水も通っております。雨水については、下のほうに流すように側溝を整備されます。生産組合長、区長さんの判もありました。</p> <p>問題ないと思いますので、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>77番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請5件については承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第56号 農地法第4条の申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第56号について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、19番になります。</p> <p>図面は29ページから31ページになります。</p> <p>申請地は〇〇〇〇地区です。</p>

事務局	<p>申請人が植林のための申請です。 なお、〇〇頃、植林していたとのことで許可を受けずに転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第56号 については以上1件です。</p>
議長	<p>19番について担当委員から説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>ここは、山の中でして、以前はお茶畑をされていました。 高齢になり、後継者もないということで、先ほど始末書の件がありましたように、〇〇頃クヌギを植えたということでした。 周りは、山林ばかりですので、周辺営農に迷惑がかかることはないと思います。区長兼生産組合長の同意もありました。 ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>19番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第57号 農地法第3条の申請について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第57号 7件についてご説明いたします。</p> <p>議案は4ページから5ページになります。 申請事由や経営状況を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。 議案第57号 については以上7件です。</p>
議長	<p>農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の4ページから5ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたらお願いします。</p>

議長	<p><なし></p> <p>無いようですので、議案第57号 農地法第3条の申請7件については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第58号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第58号 利用権設定の通年について、御説明します。</p> <p>議案の6ページから11ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>借受人が11名、貸付人が32名で、面積は田が118,546㎡、畑が9,400㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を12ページから31ページに掲げております。</p> <p>議案第58号 利用権設定の通年については以上33件です。</p>
議長	<p>議案第58号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年33件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第58号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年33件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第58号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業(集積計画一括方式)について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第58号 農地中間管理事業について、ご説明します。</p> <p>議案は32ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を33ページから34ページに掲げております。</p> <p>貸付人から公社、公社から借受人への利用権設定となっております。面積は田が2,772㎡、畑が3,019㎡、貸付人2名、借受人</p>

事務局	<p>2名となっております。利用目的、利用権設定期間、借賃などは農用地利用集積計画書に記載しているとおりです。</p> <p>議案第58号 農地中間管理事業については以上2件です。</p>
議長	<p>議案第58号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業2件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第58号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]農地中間管理事業2件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第59号 令和3年第5回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第59号 について御説明します。</p> <p>議案は35ページになります。</p> <p>1番と3番については所有者から非農地相談があり、現地確認を行った結果、非農地相当であったため、当該農地を非農地と判断するとして上程しております。</p> <p>2番と4番については農地パトロールにて非農地相当としていましたが、所有者が市内在住でないなどの理由で非農地判断についての事前通知を行っておりませんでした。</p> <p>今回、農地の所有者より非農地について申し出がありましたので、当該農地を非農地と判断するとして上程しております。</p> <p>議案第59号 についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第59号 令和3年第5回農地法第2条第1項「農地」に該当するか否かの判断について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、議案第59号 令和3年第5回農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については申し出のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、議案60号 空き家に付随した農地の指定申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第60号 について御説明します。</p> <p>これは農地法第3条第2項第5号に関する別段面積（下限面積）を</p>

事務局	<p>設定し、「伊万里市空き家に付随した農地の別段面積取扱要領」に基づく空き家に付随した農地について、下限面積1㎡としたことにより申請があったものです。</p> <p>空き家に付随した農地に指定された後は、空き家とともに農地を取得される場合、取得要件の下限面積1㎡が適用されることとなります。</p> <p>議案の36ページ、5番になります。 案内図、公図は32ページになります。 申請地は〇〇〇〇地区です。 空き家情報バンク登録物件に隣接する農地です。</p> <p>議案第60号 については以上です。</p>
議長	<p>議案第60号 空き家に付随した農地の指定申請について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので空き家に付随した農地の指定申請については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になります。 続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第20号 農地法第18条第6項通知の受理について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第20号 について御説明します。</p> <p>議案の37ページです。 3件受理しており、解約の事由等、通知の内容は記載のとおりです。</p> <p>報告第20号 については以上3件です。</p>
議長	<p>報告第20号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで第11回農業委員会会議を閉会します。</p>

議事録署名者

令和 年 月 日

議 長 ⑩

令和 年 月 日

4 番 ⑩

令和 年 月 日

1 2 番 ⑩